

猪苗代町総合評価方式指名競争入札試行要領の一部改正について

○平成22年度の主な改正点

1 評価方法の改正

- ・評価項目やその加算点については、**工事ごとに設定する**。
- ・企業の技術力から手持ち工事量を削除した。
- ・配置予定技術者に手持ち工事量（町発注工事のみ）を追加した。
※配置予定技術者が、他の猪苗代町発注工事の主任技術者としている場合又は配置予定技術者として応札する場合は、加算対象としない。
- ・企業の社会貢献度に消雪施設維持管理業務の受注実績、猪苗代町消防団協力事業所の認定、ISO14001の認証取得の評価項目を追加した。

2 様式の改正

要領等の一部改正に伴い、関連様式を次のとおり改正した。

様式第1号（入札参加届出書）	→	様式第2号（第6条関係）
様式第2号（評価結果）	→	参考様式第5号（第7条関係）
様式第3号（入札結果）	→	様式第3号（第10条関係）
様式第4号（意見聴取書）	→	様式第1号（第4条関係）
様式第5号（企業の技術力）	→	参考様式第2号（第6条関係）
様式第6号（配置予定技術者）	→	参考様式第3号（第6条関係）
様式第7号（企業の社会貢献度）	→	参考様式第4号（第6条関係）
指定様式なし（落札者決定基準）	→	参考様式第1号（第5条関係）

3 低入札価格調査制度

- ①調査基準価格を下回った入札については、契約条件を次のとおり変更する。
 - ア 契約保証金について、100分の10以上から**100分の30以上に引き上げる**。
 - イ 前払金について、10分の4以内の額から**10分の2以内の額に引き下げる**。
 - ウ 主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者**2名を配置することを義務付ける**。
この場合において、当該工事が主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事であるときは、2名とも専任とする。
- ②失格基準について
契約の方法及び入札の条件により通知していた「失格基準」を要領に明記した。
- ③様式の改正
低入札の理由等について、職員が聞き取り調査を行っていたが、当該様式を「低入札理由書」に改め、**当該業者から報告を求めたうえで調査を行う**。

4 入札書等の提出について

- ①入札書及び総合評価に関する実績等の提出は、外封筒と中封筒とする。
- ②中封筒には入札書を入れ、封かんの上必要事項を記載する。
- ③外封筒には、入札書が同封された中封筒と総合評価に関する実績等を入れ、封かんの上、必要事項と「入札書等在中」の旨を記載し提出する。
- ④入札書等の提出については、委任状の確認を要しない。